

会 告

日本歯科麻酔学会登録医制度の発足について

日本歯科麻酔学会では、事業企画委員会ならびに理事会にて、第Ⅵ期（第 09-10 期）より 3 年にわたり、登録医制度について検討を行なってきました。

平成 24 年 10 月 4 日に開催されました、第Ⅷ期（第 11-12 期）社員総会において、日本歯科麻酔学会登録医制度の発足が承認され、登録医制度規則が施行されることになりましたので、ここにご報告致します。

本制度の趣旨は、総則にもございますように、質の高い歯科医療の提供を目指して「安全な歯科医療を行うために、歯科麻酔学に関する基本的な知識と技能の修得を継続して研鑽し、積極的に自己研修を行う歯科医師または医師」を育成することです。本制度の充実に向けて会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本制度の詳細につきましては、日本歯科麻酔学会雑誌第 41 巻第 2 号の日本歯科麻酔学会登録医制度規則ならびに同登録医制度施行細則をご確認ください。

なお、登録医資格は、既存の認定資格（認定医、歯科麻酔専門医、歯科麻酔指導医）とは独立しており、段階制の資格ではございませんので、ご注意ください。（登録医資格の取得は、認定医資格取得のための条件とはなりません。）

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
理事長 嶋田 昌彦